

～高等学校等就学支援金制度～

学費のこと

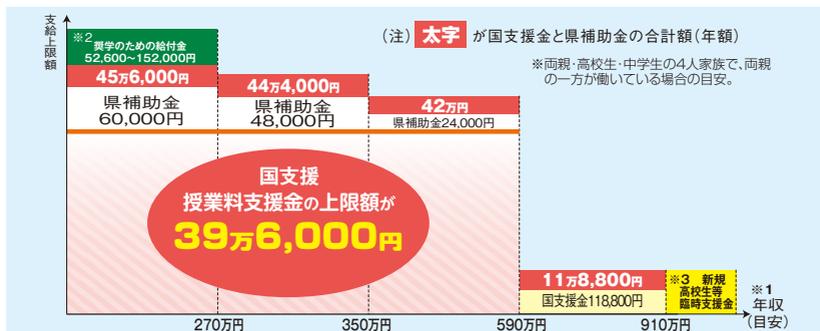
令和8年度からは**所得制限なく**国の就学支援金の上限額が396,000円から457,000円に拡充されることが検討中なので、授業料の負担が軽減され



私立高校がますます身近に!

学費負担軽減の POINT

- ①国では「**就学支援金**」制度を拡充し、令和2年度から**最大で年額39万6,000円**が支給されます。所得制限の一部の事実上の撤廃により、令和7年度に限り年収約910万円以上世帯の高校生に対して、年額11万8,800円を支援する高校生等臨時支給金が新設されました。
- ②さらに、岡山県では、生徒及び保護者が岡山県内に在住する場合は、学校納付金(授業料、施設整備費等)の減免を行う「**私立高等学校納付金減免補助金**」制度が設けられており、**最大で年額6万円**が交付されます。(昨年度同様)
これらの助成金は一定の計算式で算定され、**各高校の授業料、学校納付金から差し引かれます**。
なお、下の図は一応の目安となる世帯収入を示して標記しています。
- ③加えて、県の「**奨学のための給付金**」制度を合わせると、**最大で年額60万8,000円**の負担軽減になります。
※詳しくは各校へお問い合わせください。



- ※1 世帯年収については、一応の目安であり、どの区分に該当するかは、課税所得額を用いて計算した額により判断されます。
- ※2 非課税世帯で15.2万円支給されます。また、生活保護受給世帯の高校生には5.26万円が支給されます。
- ※3 令和7年度に限り、年収910万円以上世帯の高校生に高校生等臨時支援金、いわゆる基準額の年額11万8,800円を支給。

【就学支援金計算式】

■次の計算式(両親2人分の合計額)により判定

【計算式】 **課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額**

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額
154,500円未満 ▶ 支払額: **最大 396,000円**
154,500円以上
304,200円未満 ▶ 支払額: **118,800円**

ご自身の課税標準額などはマイナンバーで「わたしの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)



(注)高等学校等就学支援金については、令和7年5月20日現在の情報を元に掲載しています。

私立小中学校に通う児童生徒への授業料免除支援

私立小中学校等に入学後、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒(急変後の年収**400万円**未満+資産保有額**700万円**未満)に年額**33万6千円**を上限に支援されます。また、その後も低所得の場合は、卒業まで支援が継続されます。

※ 全日制の場合の金額です。通信制の金額は文部科学省ウェブサイトをご確認ください。